

花巻市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式  
及び花巻市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成26年11月12日(水) 午後1時

2 会議場所 花巻市役所本庁3階 委員会室

3 会議日程 別紙次第のとおり

4 審議事項

花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委員 江川 サツミ

委員 佐々木 榮 男

委員 板 垣 眞喜子

委員 金 澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委員 中 舘 一 郎

委員 八重樫 寿 人

委員 山 田 裕 司

公益代表委員

委員 藤 本 莞 爾

委員 高 橋 勝 昭

委員 杉 原 典 子

被用者保険等保険者代表委員

委員 高 橋 哲 夫

6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委員 大 沼 一 夫

委員 中 村 良 則

委員 手 塚 剛

7 会議に出席した職員は次のとおりである。

副市長

亀 澤 健

健康福祉部長

佐々木 忍

財務部市民税課長

伊 藤 榮 一

財務部市民税課諸税係長

及 川 恒 雄

財務部収納課長

平 賀 公 子

健康福祉部健康づくり課長補佐

盛 田 明 広

健康福祉部国保医療課長

八重樫 洋 子

健康福祉部国保医療課長補佐兼国民年金係長 今井 岳彦  
健康福祉部国保医療課国保係長 菊池 豊

## 8 協 議

(開会 午後1時)

### 国保医療課長(八重樫洋子君)

委員の皆様には、お忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。国保医療課の八重樫でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の会議には、大沼一夫委員、そして中村良則委員と手塚剛委員から欠席する旨の申し出がございましたのでご報告いたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

本日、上田市長が欠席のため亀澤副市長よりごあいさつ申し上げます。

### 副市長(亀澤健君)

副市長の亀澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今ご案内がありましたとおり、市長が出張しておりましたので私の方から代わって一言御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

まずもって国保運営協議会の委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

皆様既にご案内のことと存じますが、国保制度につきましては、都道府県化ということで、国の国保基盤強化協議会において現在議論されているところであります。年末までには一定の結論が出るということではあります。現段階ではまだまだ不透明な状況であります。こういった状況ではございますけれども、今回ご審議をいただきますのは、国民健康保険税条例の一部改正について、皆さんからのご意見を伺いたいということでございます。

国保税率につきましては、平成23年度に平等割と均等割を、それぞれ6,000円引き下げた経過がございますが、その後の検証と財政見直し等を考えた結果、今回引き下げということで諮問申し上げようとするものでございます。

いずれ国保制度につきましては、まだまだ不確定な要素がたくさんございますので、国の動向を見ながら、皆様方にはこれからもいろいろとよろしくご指導賜わらなければならないと存じておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたしますと存じます。

### 国保医療課長(八重樫洋子君)

それでは、副市長より諮問をお願いいたします。

(副市長から会長へ諮問書手交)

### 国保医療課長(八重樫洋子君)

次に、花巻市国民健康保険運営協議会会長からごあいさつをお願いいたします。

### 会長(藤本莞爾委員)

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより当協議会の円滑な運営へのご協力に対しまして、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

ただ今、副市長から花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について諮問を受けたところでございます。限られた時間ではございますが、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。審議がスムーズに進みますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

ありがとうございました。副市長には別な用務がございますので、ここで退席させていただきます。

（副市長退席）

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

本日の出席者は、定数14名中11名の出席となっております。花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定めます定足数に達しておりますことをご報告申し上げまして会議に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長が当たることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

**会長（藤本莞爾委員）**

それでは、暫時の間議長を務めさせていただきます。

最初に、本日の会議の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、佐々木榮男委員と金澤千加子委員をお願いいたします。

それでは審議に入ります。「諮問第3号 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。当局からの説明を求めます。

**市民税課長（伊藤榮一君）**

はい。

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、市民税課長

**市民税課長（伊藤榮一君）**

市民税課の伊藤でございます。「諮問第3号 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本条例は、国民健康保険税の税率の一部について、所要の改正を行おうとするものであります。改正の内容について、ご説明いたします。お手元に配布しております諮問第3号資料その2、新旧対照表をご覧ください。

第4条は、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の税率を100分の25から100分の20に改めようとするものであります。次に、第5条の3は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の2から100分の1.5に改めようとするものであります。5条の4は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援等課税額の資産割額の税率を100分の7から100分の3.5に改めようとするものであります。第5条の5は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援等課税額の被保険者均等割額を7,400円から5,900円に改めようとするものであります。

続きまして、第6条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の1.5から100分の2に改めようとするものであります。第7条の3は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を5,000円から6,000円に改めようとするものであります。第21条は、国保税の減額について、第5条の5及び第7条の3の改正により、国民健康保険世帯の所得金額に応じて国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及び介護保険金課税被保険者に係る世帯別平等割額を改めようとするものであります。

次に、施行期日でございますが、本条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が改正の内容でございますが、引き続きまして改正後の税額等につきまして、説明をいたします。

お手元の資料の、資料ナンバーはございませんが、黒丸印の国民健康保険税率改正(案)とある資料があります。2ページものでございます。参考資料の一番最後に付いてあります。1番から3番までは、ただ今ご説明した内容ですので、後でお目通しください。4番、賦課期日時点の課税総額、これは、平成26年9月末のデータを比較したものでございますが、現行税率でありますと約19億4,600万円くらいになりますが、税率改正によりまして、改正後の国民健康保険課税総額は18億4,721万円強ということで、9,800万強の減となると試算をしております。5番につきましては、同じように一世帯当たり及び被保険者一人当たりの課税額でございます。これは国保加入者の加重平均でございます。軽減を受けている方いない方がいると思いますが、加重平均でございますので、その点を加味していただきたいと思っております。比較すると一世帯当たり6,800円ぐらいの減となります。一人当たりにつきましては、4,000円強の減となっております。6番目につきましては、一世帯当たりの資産割の課税額でございます。これは、資産を持っている方の世帯の平均でございます。現行では27,000円ぐらいが、改正によりまして、20,300円ぐらいになるということでございます。約6,600円ぐらいの減収ということでございます。それから7番目につきましては、今回の税率改正によりまして、現在の応益応能の割合が変わるという資料でございます。次のページを参照願いたいと存じます。8番、9番につきましては、所得区分ごとの賦課の関係でございます。説明は省略させていただきますが、所得区分でこのようになります。最後に10番になりますが、モデル世帯について、県内の他市との比較を作っております。モデル世帯の基準については把握しておりませんが、私どもとしては、世帯所得が200万円、世帯の人数が4名、うち40歳以上が2名いると想定しております。また、固定資産税額が50,000円として算出してみたものでございます。現行で、当市は9番目に位置してございまして、374,800円でございます。税率改正をいたしましても、順位は変わらず9番目に位置してございますが、税額で言いますと365,500円くらいになるという試算結果でございます。これは、繰り返しますが、9月末のデータを使っただけの、あくまでも試算ということでご参考にしていただければと思います。私からの説明は終わらせていただきますが、よろしくご審

議を賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（佐々木忍君）

議長

会長（藤本莞爾委員）

はい、健康福祉部長

健康福祉部長（佐々木忍君）

健康福祉部の佐々木でございます。大変ご苦労さまです。よろしくお願ひします。それでは、私の方からは今回の改正の概要、中身につきましては市民税課長からご説明申し上げましたが、改正に至った経緯を大枠としてご理解いただくための説明をさせていただきたいと思ひます。参考資料の1をご覧くださいと思ひます。参考資料ナンバー1、花巻市国民健康保険税率の改正概要という資料でございます。

まず1番目の国民健康保険の現状と課題についてでございますが、国民健康保険は、被保険者の皆さんが納める国民健康保険税と国や県からの公費などを財源として運営しております。これは既にご案内のとおりでございます。なんと言ひしても、安定的な運営を図っていくためには、基幹的な財源であります国民健康保険税について、保険給付費などの伸びに見合うように税率を毎年度見直しながら、適正に賦課する必要がございます。合併以降不均一でございましたけれども、平成21年度に市内均一にしたところでございまして、その後23年度に、先ほど副市長の挨拶の中にもございましたが、医療費分の均等割と平等割を、それぞれ6,000円ずつ引き下げをいたしました。そういう経緯をたどってまいりましたが、お蔭様で法定外繰入でありますとか、基金の取崩しなど行うことなく、現在まで順調に運営をまいったところでございます。このことにつきましても感謝申し上げたいと思ひます。

しかしながら、その後の国民健康保険税の賦課状況におきまして、実際にこうなるだろうと見込んで賦課するものでありますけれども、後期高齢者支援金分でございますとか介護納付金の収支に大きな開きが出てまいりました。実際その分として集めているお金が、集めている額と実際納める額との開きが出ていくということでございます。更に応能応益につきましては、国民健康保険法施行令におきまして標準割合が50対50ということで示されてございますが、これもバランスが崩れてきている状況がございます。したがいまして、負担の公平性の観点でいくつかの課題を抱えていますことから、今回見直しをしたいというものでございます。

続きまして、見直しの内容でございますけれども、併せて参考資料のナンバー4をご覧くださいと思ひます。岩手県内14市の国民健康保険税率の状況を示したものでございます。中ごろに花巻市の税率を示してございます。ご覧いただきたいのは、国民健康保険税と申しましても、非常に複雑になっておりまして、それぞれ医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ということで、まず3つに分かれてございます。その中に所得割、資産割、均等割、平等割と4つございますので、計12の税率を調整しなければいけないということでございます。そういう複雑さがあるということをご理解いただいた上で、次の説明に入りたいと思ひます。先ほどの参考資料ナンバー1でございます。先ほど

申しあげましたような後期高齢者支援金、介護納付金の収支に大きな開きがあること、更には応能応益のバランスの観点から、次のように見直しをさせていただきたいということでございます。今後の財政見通しを踏まえまして、可能な範囲で後期高齢者支援金、それから介護納付金分の収支の乖離を縮小しながら、応能応益のバランスを標準割合である50対50に近づけるよう調整したということでございます。併せて、所得割を補うために設けられている資産割についても、低所得者世帯において重い税負担となっていたことを踏まえまして、県内市の税率を参考としながら、少しでも負担を軽減できるよう縮小しつつ一体的な調整を図ったところでございます。やはり、この12の税率を調整することになりますので、応能応益の割合が50対50に、あるいは後期高齢者支援金や介護納付金が必ず額にぴったりと合うというものではないわけがあります。したがって、可能な限り見直しをさせていただいたところでございます。それから減税ということになりますと、すべての方に恩恵が及ぶように、上がる場所があったり、下がる場所があったりということではなく、すべての被保険者の方々が恩恵を被るように、そうゆう調整をしたところでございます。その結果、後期高齢者支援金及び介護納付金の収支乖離額でございますけれども、後期高齢者支援金の収支乖離額は、約2億4千万円の超過、2億4千万円集めすぎている状況でございましたが、改正によりまして約1億円乖離を縮小したところでございます。それから、応能応益割合でございますけれども、現行でございますと、応能53.35、応益46.65ということで、応能にかなり偏っている状況でしたけれども、いくらかでも縮小することということで、応能52.41、応益47.59ということで前よりもかなり縮小した形に調整したということになります。

3番の今後の見通しでございますけれども、これも副市長からの挨拶にございましたが、29年度を目途に都道府県が担うことを基本とします、いわゆる国保の都道府県化でございますけれども、まだまだ国から仔細な内容が示されてございませんし、現在協議中という状況でございます。したがって、かなり不明確な部分が多く、今後市町村も持ち寄る財源が必要になったり、あるいは予期しない保険給付費の急増、インフルエンザなども見込まれるところがございます。このような急激な変化がございました際には、適切な運営ができるよう税率の引き上げをお願いしなければいけないという事態もあると考えております。いずれ、現時点で29年度を見通しながら、最大限の減税ということで今回ご提案申し上げるところでございます。今後も被保険者の高齢化、医療の高度化などによりまして、全国的にも医療費の伸びが予想されるところがございます。市といたしましては、特定健康診査や保健指導を主体とする保健事業を積極的に進めながら、将来的な医療費の抑制を図りますとともに、税の収納率向上に取り組みながら、健全な財政運営となるよう努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(国保医療課長、挙手)

会長(藤本莞爾委員)

はい、国保医療課長

国保医療課長(八重樫洋子君)

私の方からは、引き続き参考資料についてご説明させていただきます。次のナンバー2をご覧いただきたいのですが、こちらには国保会計におきます財政見通しについてご説明しております。出生率の低下、あるいは毎年1,000人前後の方が後期高齢者医療制度へ移行していることもありまして被保険者数は減少しております。国保税の減収は今後も続くと思われております。一方で保険給付費は年々増加しておりまして、被保険者数は減少しても、医療の高度化、あるいは被保険者の高齢化によりまして今後も保険給付の増加を見込んでいます。次に下段になりますけれども、現行税率によりまして平成29年度までの財政見通しを示しております。先ほど申し上げた状況から、平成29年度末におきましては、下段の歳入から歳出を差し引いた、いわゆる実質収支ですけれども、これは平成29年度末においては3億7,000万円ほどの赤字となりますけれども、下の国保財政調整基金を取り崩しまして、約3億円の剰余と見込んでおります。一番下に今回の税率引き下げ後の見通しをお示ししております。改正による単年度ごとの国保税収への影響額は約9,800万円減と見込んでおりますことから、平成29年度末には、歳入から歳出を差し引きました実質収支が約6億6,000万円の赤字となりますが、財政調整基金を取り崩しますと、1,000万円ほどの剰余となる見込みでございます。

次のページ資料ナンバー3をご覧いただきますようお願いいたします。こちらには、花巻市の国民健康保険の保険事業の状況とございますけれども、先ほどの見通しの試算の根拠といたしました平成25年度までの実績をお示ししているものです。まず、被保険者の推移ですけれども、グラフが示すように年々減少が続きまして、平成25年度での平均は、24,665人、平成21年度に比較いたしまして約9.3%の減となっております。次に、全被保険者数に対する前期高齢者数と介護保険第2号被保険者数の推移でございますけれども、前期高齢者数は平成24、25年度と増加しており、全被保険者数に対する割合40.8%となっております。ちなみに全国では、34.6%となっております。一番下の医療費の状況につきましては、やはり年々増加しておりまして、平成25年度では約82億4,600万円で、平成21年度から比較いたしまして4.8%の増となっております。次のページ、保険給付費の状況でございますけれども、平成25年度で67億4,500万円、前年度比較で1.2%の増、平成21年度からでは、6.8%の増となっております。中段の一人当たりの医療費の状況につきましても、年々増加の一途をたどりまして、前年度比較では、約4%の増で、平成25年度では、一人当たり334,302円となっております。ちなみに全国平均では、321,378円ということです。最後に国保税収入の状況でございますけれども、平成23年度税率引き下げもございましたが、平成21年度より比較いたしまして、約3億600万円の減収、平成25年度は20億1,400万円ほどとなっている状況です。以上、花巻市の国保事業の状況につきましても、被保険者の年齢構成は高く、医療費水準も高く、税収は減少している状況となっております。

次のページ、ナンバー4をご覧いただきたいのですが、こちらには県内都市の平成26年度の税率の内訳と表の下に県内平均を表しております。花巻市に

については上段から5番目に記載してございますけれども、資産割以外の所得割、均等割、平等割につきましては、県内平均に比較しましても高いわけではございませんけれども、資産割につきましては、39%と突出しております。盛岡市、奥州市、北上市、一関市と滝沢市では、資産割はございません。東北線沿線の都市で資産割があるのは、花巻市のみとなっている状況です。ページの下段に改正案の税率を比較して掲載しておりますけれども、下線部分が改正した税率となっており、所得割10.5、資産割30.5、均等割30,900円、平等割30,700円ということで、資産割につきましては、資産割のある市の平均29.39%に近づけております。また、後期高齢者支援金分の所得割、資産割、均等割を引き下げまして、介護納付金分の所得割と平等割を引き上げ、それぞれの収支の乖離の解消と応能応益の割合を標準に近づけたところです。また、均等割の引き下げによりまして、被保険者全体の負担軽減に努めた改正案となっております。以上でございます。

**会長（藤本莞爾委員）**

当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様からご質問ご意見等がございましたらお願いします。

（山田裕司委員、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、どうぞ。

**山田裕司委員**

応能応益の割合についてですが、もう少し詳しく説明をお願いします。2つありますが、もう一つは平成29年度に国保財政調整基金を取り崩して、1,000万円ほど赤字にはならないとのことですが、その後の予定はどのような見通しを考えているのでしょうか。

**会長（藤本莞爾委員）**

2点について、当局から説明をお願いします。

（国保医療課長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

国保医療課長

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

応能応益の割合につきましてご説明いたします。応能割につきましては、被保険者の経済的能力の負担に応じて課税いたします所得割と資産割で構成されております。応益割につきましては、国保制度によります利益を受けるものに、公平に課税するというもので、均等割と平等割で構成されておりました。保険税の賦課に際しましては、負担能力に応じました応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが国保の被保険者全体で制度を支えるという観点からも重要とされておりまして、50対50の標準の割合に近づけることが望ましいとされているところです。

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、山田委員ご理解いただけましたか。

（国保医療課長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

国保医療課長

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

もう一点の平成29年度以降の都道府県化に向けて、どのような見込みを立てているかのご質問についてですが、先ほどもご説明いたしました。都道府県化につきましては、財政運営につきましては都道府県がすると、市町村につきましては賦課徴収、ただし具体的な役割分担はまだ明確ではなく保険給付ですとか資格管理は都道府県なのか市町村なのか不確定ですが、窓口業務につきましては、市町村で行うこととなっております。保健事業につきましても市町村の役割となっております。先ほどの見込みですけれども、平成29年度末の剰余を活用いたしまして、今回の改正では単に引き下げるのではなく、いろいろな乖離ですとかアンバランスの解消に努めて改正したところですが、更に都道府県化による平準化を見据えて県平均に限りなく近づけたところ。それにはやはりどうしても単年度で約9,800万円の財源が必要となることで、見込みとして1千万円弱の剰余となりますけれども、今後とも医療費の適正化に努めまして、更には収納率向上にも努めて、なんとか平成29年度の都道府県化までは安定した保険運営に努めていきたいと思っております。毎年度、これまでも財政計画につきましては見直しを重ねてきておりますけれども、今後万が一、急激な保険給付費の増大等によりまして平成28年度ですとか平成29年度の決算において収入に不足が見込まれるといった場合には、繰上充用というものを活用いたしまして翌年度の歳入を決算の方に財源として充用するか、あるいは国保税の引き上げを含めた検討をせざるを得ないと考えております。

（江川サツミ委員、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、江川委員

**江川サツミ委員**

介護納付金課税被保険者に係る所得割と介護納付金課税被保険者に係る世帯割について、もう少し具体的にお話をお聞かせ願います。

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、当局から答弁をお願いします。

（市民税課長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、どうぞ。

**市民税課長（伊藤榮一君）**

介護納付金分の対象者は40歳以上64歳までの方が対象となっております。

**会長（藤本莞爾委員）**

よろしいですか。

**江川サツミ委員**

所得割と世帯割に両方係る方がいるということでしょうか。

（市民税課長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、どうぞ。

**市民税課長（伊藤榮一君）**

先ほど説明した参考資料の最後の表を見ていただければと思いますが、2の区分ごとの改正内容がございますが、先ほど申し上げましたとおり介護納付金分は40歳以上64歳までの方が対象になります。医療給付費分と後期高齢者支援金分につきましては、年齢により賦課するということとはございません。40歳から64歳までの被保険者のいる世帯では、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つが係るということでございます。世帯によっては、例えば65歳以上の世帯で74歳までの世帯の方には介護納付金は賦課されず、逆に39歳以下の世帯の方も同じように介護分は賦課されませんが、医療給付費分と後期高齢者支援金分は課税となります。

**会長（藤本莞爾委員）**

そのほかございますか。

（高橋勝昭委員、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、どうぞ。

**高橋勝昭委員**

お伺いします。29年度に6億5,700万円に財政調整基金を取り崩して、約1,000万円残り、28年度末では3,300万円が繰り越しになるということですが、例えばインフルエンザ等いろいろな伝染病が発生した場合に、突発的な支出に伴う医療費が、3,300万円の残額で補てんできませんでしょうか。29年度は6億7,000万円で基金を取り崩すと1,000万円の黒字となるということですが、1,000万円で突発的な医療費の急増に対して間に合うものかどうか、少し足りないと思うが。もう一つは、29年度以降県に移管する方針で検討しているということはこの間の盛岡での研修会でも聞きましたが、県内の負担額が14市中、花巻市は9番目ですが、1から8位は花巻市より医療費総額が多いから国保税の賦課金額も大きいと思います。統合した場合に全県下平均で医療費を案分して、各市に負担金を求めるということであれば、おそらく医療費が上がることから、平成29年度に基金がなくなった場合、30年度からは国民健康保険被保険者等に、今まで以上に税率を高くして賦課しなければ負担金等を納められないと思われまます。平成29年度で全額財政調整基金を取り崩して使ってしまうと30年度に制度が切り替わって、県民税方式でやればよいが、平均でならして花巻市に負担金を出してくれと、その負担金に基づいた負担割合で賦課すると、大変税率が高くなると考えられるのですが、そこまで考えて29年度に収支を均衡にしてしまうと、積立金も残さないで大丈夫ですという考え方で改正したものでしょうか。この2点をお伺いしたいと思います。

（健康福祉部長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、簡潔に説明してください。

**健康福祉部長（佐々木忍君）**

簡潔に説明いたします。まずインフルエンザ等に対応できるかということがございますけれども、正直申し上げましてインフルエンザがどれだけ猛威を振るうかでまったく変わってくるものと思いますが、インフルエンザに限らずガンの方

が、これまでの推移と違う形で出てまいりますと当然足りないということになるかと思えます。それから県内統一された場合に、これだけ出してしまっても大丈夫かという意味だと思えますが、それについては多少不安がないわけではございません。今回の改正の中で一番考えましたのは、県内の平均的な税率に少しでも近づけておくことが30年度になったときに大きく税率が変化しないための術だろうというふうに私どもは考えまして、まずそのための最大限の努力をさせていただいたということでございます。したがって、今後の状況によりましては、例えばインフルエンザが猛威を振るったとか、あるいはガン患者が残念なことに増えてしまったとか不測の事態が発生した場合は、途中で税率改正も検討しながら、お願いしなければならないことにもなるかと思えます。そのこともお含みいただいた上で、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

**会長（藤本莞爾委員）**

そのほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**会長（藤本莞爾委員）**

質問意見がないようでございますので、これを終結します。

お諮りいたします。諮問第3号、花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、諮問どおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**会長（藤本莞爾委員）**

異議なしと認め、諮問第3号は諮問どおり答申することに決しました。

次にその他の事項につきまして、事務局よりお願いします。

（国保医療課長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、国保医療課長

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

私からは今後の日程につきまして、情報提供させていただきます。次期運営協議会の開催につきましては、平成26年度の補正予算と新年度予算の関係で来年2月中旬の見込みと考えております。また、11月20日に開催されます東京の日比谷公会堂で開催されます国保保険制度強化改善全国大会につきましては、江川サツミ委員と金澤千加子委員にご参加いただくことになっておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

**会長（藤本莞爾委員）**

それでは、これもちまして議長の務めを終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

以上もちまして、花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様方には本当にありがとうございました。

（閉会 午後1時46分）